



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
3月23日  
第700号  
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 規 則

- ※滋賀県行政財産使用料条例別表第2項の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則(財政課) ..... 1
- ※滋賀県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課) ..... 2
- ※滋賀県建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築課) ..... 2
- ※滋賀県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(住宅課) ..... 3

### ○ 告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定(循環社会推進課) ... 3
- 都市計画事業の変更の認可(下水道課) ..... 4
- 道路区域の変更(道路保全課) ..... 7
- 道路の供用開始(道路保全課) ..... 9

### ○ 公 告

- 県営土地改良事業工事完了公告(耕地課) ..... 9
- 公共測量実施公告(用地事業支援課) ..... 9

## 規 則

滋賀県行政財産使用料条例別表第2項の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第8号

### 滋賀県行政財産使用料条例別表第2項の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県行政財産使用料条例別表第2項の使用料の額を定める規則(昭和63年滋賀県規則第31号)の一部を次のように改正する。

表中「1,400円」を「1,700円」に、

30円
43円

を

35円
50円

に、「64円」

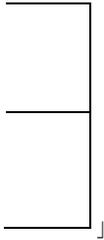
を「76円」に、「86円」を「100円」に、「130円」を「150円」に、「170円」を「200円」に、「300円」を「350円」

に、「430円」を「500円」に、「860円」を「1,000円」に、

4円
14円

を

5円
17円



に、「1,100円」を「1,300円」に、「710円」を「840円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際既に許可を受けて土地の使用をしている物件に係る使用料については、当該許可の期間の満了の日までは、なお従前の例による。

滋賀県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第9号

滋賀県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年滋賀県規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第3条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同項第1号中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に改め、同条第2項中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改め、同条第3項中「第49条第1項の」を「第76条の25第1項の」に、「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に、「第49条第1項第2号」を「第76条の25第1項第2号」に改める。

第4条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条中「第102条第1項」を「第163条の56第1項」に、「除却の必要性に係る不認定通知書」を「除却等の必要性に係る不認定通知書」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改める。

別記様式中「除却の必要性に係る不認定通知書」を「除却等の必要性に係る不認定通知書」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第10号

滋賀県建築士法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築士法施行細則（昭和31年滋賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（第2面）中

※ 登録 番号		※ 登録 年月日	年 月 日	※ 受付 番号	
滋賀県収入証紙貼付欄					

を

※ 登録 番号		※ 登録 年月日	年 月 日	※ 受付 番号	
------------	--	-------------	-------	------------	--

に改

める。

付 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第11号

滋賀県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県宅地建物取引業法施行細則（昭和46年滋賀県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「者、」を「者または」に改め、「または事務所ごとに置かれる法第31条の3第1項に規定する専任の宅地建物取引士（以下「専任の宅地建物取引士」という。）」を削り、同条第2号中「専任の宅地建物取引士」を「事務所ごとに置かれる法第31条の3第1項に規定する専任の宅地建物取引士（第4号において「専任の宅地建物取引士」という。）」に改める。

第5条中「第5条の5」を「第5条の4」に改める。

別記様式第5号中

滋賀県収入証紙貼付欄
------------

を削

る。

付 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号および第2号ならびに第5条の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第5号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第123号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

指 定 区 域	埋立地の区分
甲賀市甲南町竜法師字波賀ノ前1795番の一部、1797番の一部、1798番の一部、1799番の一部、1800番の一部、1801番の一部、1801番1の一部、1803番の一部、1804番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号の埋立地

## 滋賀県告示第124号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第186号で認可した彦根長浜都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月23日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 多賀町
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画下水道事業 多賀町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和63年12月14日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 該当なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

## 滋賀県告示第125号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第220号で認可した彦根長浜都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月23日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 彦根市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画下水道事業 彦根市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和57年2月12日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和57年滋賀県告示第57号、昭和61年滋賀県告示第162号、平成2年滋賀県告示第362号、平成6年滋賀県告示第122号、平成7年滋賀県告示第104号、平成8年滋賀県告示第56号、平成9年滋賀県告示第651号、平成11年滋賀県告示第295号、平成14年滋賀県告示第76号、平成16年滋賀県告示第123号、平成18年滋賀県告示第893号、平成19年滋賀県告示第190号、平成22年滋賀県告示第241号、平成28年滋賀県告示第118号および令和3年滋賀県告示第220号の事業地に、彦根市鳥居本町字綾戸、字的場、字鋤田、字里、字馬ヶ前、字丹後屋、字下芦原、字神主、字天野、字鶴田、字北新町、字南新町、字称ぶた神、字友定、字乙御前、字丁田、字森次、字山門、字丹殿前および字上中村、西沼波町字五斗町および字上澤、東沼波町字後藤町、字沢ノ上、字登り田、字小セ町、字横田、字野上横田、字野上、字成定、字備後、字四反切および字五反畑、正法寺町字桜立、字下山之越、字上山之越および字三反地、野田山町字下桜井、字長田および字葭谷、大藪町字大野、大堀町字上遠ノ越、字フコソ、字下中久保、字上中久保、字下松田、字上松田、字東大寺、字久保、字成三反、字大塚、字下正長、字上正長、字極量、字下アング、字アング、字南アングおよび町字上水、高宮町字横道、字尻廣、字六荷、字伏原、字中伏原、字上伏原、字上市ノ町、字五町田、字榎俣、字畑鉾、字上畑鉾、字中棟高、字上棟高、字楡、字月、字定木、字寺町横田、字下地、字高田横田、字高田、字袂、字中樋ノ戸、字上樋ノ戸、字下井戸、字上井戸、字野々戸、字上前浦、字林田、字下林田、字的場、字下倉ノ町、字中倉ノ町、字上倉ノ町、字三町頭、字下ユクリ、字下狐塚、字ノンパク、字西川原、字上西川原および字太田、野瀬町字高畦、金剛寺町字横地および字段ノ東、森堂町字塚越、字北上箱および字上箱、極楽寺町字上箱および字野良、西葛龍町字西浦、字藤ノ森、字坂丸および字南川、川瀬馬場町字茶塚、字ヘラガタ、字宮ノ東、字四反長、字大吉、字コシマヘ、字カヨトおよび字一本木、野口町字北、字コシマイ、字三味、字絵図垣、字高座、字若松、字綾戸、字横地および字大藪、南川瀬町字北浦、字下夏川、字夏川、字高塚、字東野、字茶塚、字中ノ池、字川向、字小三味、字菖蒲ヶ池、字塚越、字下禿田、

字上禿田および字譲り葉、清崎町字下牛田、字上牛田、字棚、字早稲海道、字拾壺、字拾八、字拾弍、字北深田、字中深田、字南深田、字上湯ノ町、字寺立、字上杉、字ウ子板および字池ノ町、賀田山町字枇杷畔、字山ノ北、字亀山、字堂ノ下および字内殿、楡町字六明、字芦ノ表、字北ノ東、字亀山、字山南、字ケラ代、字宛田および字山ノ北、新海町字松開、字七ノ割および字奥ノ割、新海浜一丁目および新海浜二丁目を加え、下矢倉町字上川原および字下川原、鳥居本町字立町、東沼波町字八反切、字小塚町、字上蓮ノ町および字壺ノ尻、正法寺町字横田、字実正町、字障子町、字永田、字出屋敷および字初講田、野田山町字横道、字竹ケ下および字山田、大堀町字蓮町、字神田横田および字上道町、高宮町字北鴨原、字鴨原、字上鴨原、字養老田、字棟高、字上寺町、字上林田、字南寺町、字樋ノ戸、字中澤、字澤、字一丁地および字葛原ならびに野瀬町字藪ノ内および字野神地内において事業地を変更する。

#### 滋賀県告示第126号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第231号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月23日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 守山市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 守山市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年3月20日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和49年滋賀県告示第99号、昭和52年滋賀県告示第396号、昭和55年滋賀県告示第24号、昭和57年滋賀県告示第28号、昭和58年滋賀県告示第536号、昭和61年滋賀県告示第230号、昭和63年滋賀県告示第367号、平成4年滋賀県告示第400号、平成7年滋賀県告示第167号、平成9年滋賀県告示第163号、平成10年滋賀県告示第164号、平成14年滋賀県告示第389号、平成17年滋賀県告示第417号、平成22年滋賀県告示第239号、平成24年滋賀県告示第250号、平成26年滋賀県告示第120号、平成28年滋賀県告示第12号、平成30年滋賀県告示第75号および令和3年滋賀県告示第231号の事業地のうち守山市川田町字尼ヶ池、今浜町字北川、播磨田町字縫尾、三宅町字場梅、字新替および字品若寺、金森町字仁願寺、大林町字乾角、石田町字カイソへ、字五一条、欲賀町字角門堂、字堂ノ北原ならびに森川原町字村ノ内を変更する。

#### 滋賀県告示第127号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第234号で認可した近江八幡八日市都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月23日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 近江八幡市
- 2 都市計画事業の種類および名称 近江八幡八日市都市計画下水道事業 近江八幡市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和50年1月20日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

#### 滋賀県告示第128号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第239号で認可した湖東都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月23日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 愛荘町

- 2 都市計画事業の種類および名称 湖東都市計画下水道事業 愛荘町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成元年12月4日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 該当なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

#### 滋賀県告示第129号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和4年滋賀県告示第257号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月23日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 湖南市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 湖南市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年2月29日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和55年滋賀県告示第84号、昭和59年滋賀県告示第317号、昭和61年滋賀県告示第17号、昭和61年滋賀県告示第101号、昭和63年滋賀県告示第125号、平成元年滋賀県告示第242号、平成2年滋賀県告示第118号、平成3年滋賀県告示第430号、平成3年滋賀県告示第609号、平成7年滋賀県告示第118号、平成7年滋賀県告示第304号、平成9年滋賀県告示第637号、平成10年滋賀県告示第167号、平成12年滋賀県告示第646号、平成15年滋賀県告示第169号、平成16年滋賀県告示第536号、平成18年滋賀県告示第247号、平成21年滋賀県告示第230号、平成22年滋賀県告示第246号、平成24年滋賀県告示第152号、平成28年滋賀県告示第117号、平成29年滋賀県告示第158号、令和3年滋賀県告示第218号、令和4年滋賀県告示第102号の事業地および令和4年滋賀県告示第257号の事業地のうち湖南市菩提寺東一丁目、菩提寺東二丁目、石部緑台一丁目、石部緑台二丁目、石部中央二丁目、宝来坂一丁目、夏見字一本木、字下柳、字上五反田、字円満堂および字大勢、針字六ノ坪、高松町、下田字高松、字桐山および字一ノ瀬、岩根字ワンワン山および字田代ならびに朝国字中田および字一之堰を変更する。

#### 滋賀県告示第130号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和5年滋賀県告示第80号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月23日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 野洲市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 野洲市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年2月12日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和51年2月12日滋賀県告示第54号、昭和54年3月14日滋賀県告示第125号、昭和54年7月4日滋賀県告示第323号、昭和56年3月25日滋賀県告示第149号、昭和58年3月18日滋賀県告示第143号、昭和60年3月27日滋賀県告示第163号、昭和63年7月29日滋賀県告示第336号、昭和63年10月24日滋賀県告示第471号、平成2年8月10日滋賀県告示第343号、平成3年9月4日滋賀県告示第429号、平成4年7月29日滋賀県告示第361号、平成6年10月26日滋賀県告示第495号、平成7年3月22日滋賀県告示第119号、平成9年8月29日滋賀県告示第452号、平成10年3月31日滋賀県告示第166号、平成11年9月24日滋賀県告示第504号、平成14年5月29日滋賀県告示第259号、平成16年3月31日滋賀県告示第168号、平成18年3月31日滋賀県告示第895号、平成21年3月31日滋賀県告示第340号、平成22年3月31日滋賀県告示第251号、平成23年5月18日滋賀県告示第275号、平成25年4月30日滋賀県告示第211号、平成28年3月25日滋賀県告示第158号、平成30年3月12日滋賀県告示第76号、令和3年3月30日滋賀県告示第232号の事業地のうち、野洲市西河原字曾根および字下曾根、北比江字吉茶市鼻、乙窪字庵掛、永原字白貝ト、字白貝、字久保および字四拾軒町、上屋字高蔵、字角田、字北殿町、字南殿町、字下紫原、字上紫原および

字野田、小堤字樋木屋および字七ノ坪、大篠原字針目および字佃、辻町字山ノ中、字木船、字阿部子および字池ノ浦、富波甲字山ノ中、富波乙字山ヶ花、字勘定木、字神楽田および字筑田、小篠原字角池、字宮山、字円光寺前、字南角、字津路山、字権現前および字大岩山、栄字打入、字山田および字樋ノ尻、市三宅字西浦、字子ンバ、字西屋敷、字三番屋敷、字新開、字上矢田、字竹ヶ鼻、字開米、字上ノ沢および字名嶋、野洲字西ヶ窪、字流および字五領下、行畑字堂窪、字柿ノ内および字三ノ平、妙光寺字西ノ久保、三上字下ノ人宿、字大中小路、字八講田、字小中小路、字御遺殿、字西ノ川原、字山寺、字五反田、字御蔵田、字寺田、字森北開キ、字三上森、字森崎、字ロノ川原、字伊関、字中ヒヤリおよび字中島、近江富士五丁目ならびに南桜字野洲川原を変更し、同富波甲字十五元、富波乙字五反田、字八畝町、字寒田および字昼田、小篠原字細谷山ならびに上屋字五反田を加える。

-----  
**滋賀県告示第131号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和5年滋賀県告示第139号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年3月23日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 栗東市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 栗東市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年3月20日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

-----  
**滋賀県告示第132号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年3月23日から令和8年4月6日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	303号	長浜市木之本町杉野字出口2842番2地先から	変更後	最小 9.1m } 最大 25.1m	1162.1m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
		長浜市木之本町杉本字早ガリ948番まで	変更前	最小 7.4m } 最大 18.0m	1162.1m	
	千町石山寺辺線	大津市石山寺三丁目字寺津518番1から	変更後	最小 13.7m } 最大 20.7m	93.2m	管理界の変更に伴う道路区域の変更
				最小		

県道		大津市石山寺三丁目字寺津530番5まで	変更前	13.7m } 最大 23.7m	93.2m	
	甲南阿山伊賀線	甲賀市甲南町新治字アリン1982番3地先から 甲賀市甲南町新治字柳平347番1地先まで	変更後	最小 14.3m } 最大 40.7m	873.4m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区域の変更
			変更前	最小 5.7m } 最大 37.1m	873.4m	
	柑子塩野線	甲賀市甲南町新治字柳平2015番1地先から 甲賀市甲南町新治字柳平350番14地先まで	変更後	最小 21.4m } 最大 42.7m	26.6m	道路改良工事 (交差点改良)に伴う道路区域の変更 (路線重用) 甲南阿山伊賀線 L=26.6m
			変更前	最小 21.2m } 最大 37.0m	26.6m	
	田代上朝宮線	甲賀市信楽町畑字広芝752番地先から 甲賀市信楽町畑字広芝728番1地先まで	変更後	最小 8.4m } 最大 26.9m	469.3m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区域の変更
			変更前	最小 4.8m } 最大 11.5m	469.3m	
	石部停車場線	湖南省市石部西三丁目1145番1地先から 湖南省市石部西三丁目1145番1地先まで	変更後	最小 12.3m } 最大 13.6m	6.2m	道路改良工事 (交差点改良)に伴う道路区域の変更
			変更前	最小 10.7m } 最大 13.6m	6.2m	
			米原市村木字向田1304番2地先から 米原市長岡字小林978番1地先まで 米原市村木字向田1304番2地	変更後	最小 12.5m } 最大 32.6m 最小	935.0m

大野木志賀谷長浜線	先から	変更前	12.5m	935.0m	
	米原市長岡字小林978番1地先まで		最大 32.6m		
	米原市長岡字大井1620番8地先から	最小 5.2m	647.3m		
	米原市長岡字小林978番1地先まで	最大 12.1m			
天満一色線	米原市長岡字御領所708番6地先から	変更後	最小 9.3m	1590.6m	旧道区間の米原市への移管(令和8.4.1)に伴う道路区域の変更(路線重用)大野木志賀谷長浜線 L=890.1m
	米原市長岡字大井1695番2地先まで		最大 50.5m		
	米原市長岡字小林967番5地先から	変更前	最小 5.2m	647.3m	
	米原市長岡字大井1621番2地先まで		最大 12.1m		

滋賀県告示第133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年3月23日から令和8年4月6日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
高島大津線	大津市本堅田三丁目字余所1421番4地先から 大津市本堅田三丁目字余所1425番8地先まで	令和8.3.23	L=64.1m
大津能登川長浜線	近江八幡市西庄町字筆ノ部1236番1地先から 近江八幡市西庄町字筆ノ部1246番4地先まで	令和8.3.23 9時	L=153.8m
甲南阿山伊賀線	甲賀市甲南町新治字アリソ1982番3地先から 甲賀市甲南町新治字柳平347番1地先まで	令和8.3.23 9時	L=873.4m
石部停車場線	湖南市石部西三丁目1145番1地先から 湖南市石部西三丁目1145番1地先まで	令和8.3.23 9時	L=6.2m

公 告

県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営犬上川地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)	令和6年3月27日

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、三次元点群測量)
- 2 作業の地域 彦根市小泉町、戸賀町、平田町、西今町
- 3 作業の期間 令和8年3月2日から令和8年4月20日まで